

令和3年3月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	小田急箱根高速バス株式会社（法人番号：1011101030223） 代表者 二見則之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都新宿区西新宿1-8-3 (経堂営業所) 東京都世田谷区宮坂3-1-60
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年7月22日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	ダイヤモンド交通株式会社（法人番号：4030002076602） 代表者 三上秀樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県ふじみ野市苗間353-4 (川越営業所) 埼玉県川越市下松原488-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月10日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉交通株式会社 (法人番号: 6040001043022) 代表者 芹澤弘之
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市花崎町750-1 (成田営業所) 千葉県成田市吉倉字往還附259-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社都市交通（法人番号：3040002057627） 代表者 豊泉達樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市瀬戸1733-10 (成田営業所) 千葉県成田市三里塚42
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和2年2月25日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和3年3月23日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年3月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社都市交通（法人番号：3040002057627） 代表者 豊泉達樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県印西市瀬戸1733-10 （本社営業所） 千葉県印西市瀬戸1382-6
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年2月26日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転基準図の作成義務違反(運輸規則第27条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(6)点検整備記録簿等の記載義務違反等(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)